

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「保障措置分析棟放射線モニタ定期点検」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2026年 2月27日
- (5) 納 入 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：サカイ ノリカズ
担当者名：酒井 紀和
電話番号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2025年 7月23日(水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類(電子メール可)
 - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
 - ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 7月 4日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

資格要件確認書							
契約番号	212-433	請求元課室	安全施設課				
契約件名	保障措置分析棟放射線モニタ定期点検	購買区分	A ・ (B)				
参加者名		評価の有無	(有) 無(下記の通り)				
評価項目	確認項目	証明資料	センター記入欄				
			判定	判定理由	判定者		
1 業務の実施・管理体制等	1.1 業務の実施体制	①業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。	放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長	
		②必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。	組織体制				請求元課室長
	1.2 品質管理及び情報セキュリティ体制	①受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	品質保証計画書又はISO9001登録証(付属書含む)の写し				請求元課室長
		②情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。					請求元課室長
	1.3 コンプライアンス	①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)					請求元課室長
		②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)					請求元課室長
2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であること。	放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長	
	2.2 技術設備の確認	出力電圧精度及び指示精度検査に使用する計測機器を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等			請求元課室長	
		検出器プレート試験及び線源校正試験に使用する標準線源を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	標準線源一覧等				
出力電圧精度、リップル電圧測定及び絶縁抵抗に使用する計測機器を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等						

2.2 技術設備 の確認	プラトー特性及び線源校正検査に使用する標準線源を確保していること。(校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できること。)	標準線源一覧等		請求元 課室長
2.3 物品性能 の確認				請求元 課室長
2.4 物品の実 績の確認				請求元 課室長
2.5				請求元 課室長
注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者へ提出すること。				

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等		<p>※タイトル行(太線内)は変更しないでください。</p> <p>開発を含む)が確立していること。</p> <p>② 情報セキュリティに対する管理体制と。</p>	<p>○資格証(写)</p> <p>QMS体制図</p>			
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3)	<p>① ○○の資格を有する作業員を配置できること。</p>	<p>●●資格証(写)</p> <p>□証明書</p>		
	2.2 技術設備の 確認					
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1)	<p>の性能要件を満たしていること。</p>			
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1)	<p>① 過去5年間で、当該製品は、(耐震設計基準●クラスで)納入実績を示すこと。</p>	<p>納品実績表</p>		

本書は、案件ごとに記入してください。
 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書等の書類と合わせて、入札仕様書等の提出期限までにメールまたはFAXにて提出してください。

複数例示された資料から選択する場合は提出する資料名を○で囲んでください。

例示された資料と提出資料が異なる場合は実際の資料名に訂正してください。

「センター記入欄」には何も記入しないでください。

提出方法 ⇒ 電子メール、郵送、持参
(いずれか)

押印の省略 ⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2025年7月4日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、
参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と
相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「保障措置分析棟放射線モニタ定期点検」
2. 添付資料 (公募説明書において提出を求めた書類)
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

保障措置分析棟放射線モニタ定期点検
仕様書

2025 年度

公益財団法人 核物質管理センター

目次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 作業実施場所	1
4. 納期	1
5. 対象機器及び作業範囲等	1
5.1 対象機器	1
5.2 作業範囲	1
5.3 作業内容	1
5.4 契約外作業等の取扱い	2
6. 作業に必要な資格等	2
7. 支給品及び貸与品	2
7.1 支給品	2
7.2 貸与品	2
8. 提出書類	3
9. 検収条件	3
10. 契約不適合責任	3
11. 適用法規・規程等	3
12. 特記事項	4
別添 点検項目及び判定基準	5

1. 件名

保障措置分析棟放射線モニタ定期点検

2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）の保障措置分析棟で使用している放射線管理用モニタの機能維持を目的とした定期点検を受注者に請け負わせるための仕様を定めたものである。

3. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根 2 番地の 53
東海センター内指定場所

4. 納期

2026 年 2 月 27 日

作業開始日については東海センター安全施設課と調整を行うものとする。

5. 対象機器及び作業範囲等

5.1 対象機器

対象機器	型式	数量	メーカー
(1)放射線監視盤 1)スタックダストモニタ(排気ダストモニタ) 2)室内ダストモニタ 3)放射線監視盤	MDR-R74-22179	1 式	アロカ株式 会社製
(2) α/β 線自動測定装置	JDC-3301	1 台	

5.2 作業範囲

- (1) 点検作業
- (2) 提出書類の作成及び提出

5.3 作業内容

- (1) 点検作業

受注者は、「5.1 対象機器」に示す機器に対して、別添の「点検項目及び判定基準」を基に点検作業を行うこと。なお、点検実施後、対象機器に点検年月が記載されたシールを貼付すること。

- (2) 提出書類の作成及び提出

受注者は、「8. 提出書類」に示す提出書類の作成及び提出を行うこと。

5.4 契約外作業等の取扱い

受注者は、作業中に本契約外の作業等が必要であると判断した場合は、東海センター安全施設課と協議し、その決定に従うこと。

6. 作業に必要な資格等

放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であること。

7. 支給品及び貸与品

7.1 支給品

- (1) 品 名：電気
- (2) 数 量：作業に必要な量
- (3) 支給場所：各室コンセント
- (4) 支給時期：本作業実施時間内
- (5) 支給方法：東海センター安全施設課立会いのもと、無償にて支給する。ただし、支給場所から使用場所までの電源ケーブル等の敷設は、受注者負担とする。

7.2 貸与品

- (1) 品 名：個人線量計、安全靴
- (2) 数 量：必要数
- (3) 引渡場所：東海センター安全施設課居室又は保障措置分析棟管理区域更衣室
- (4) 引渡時期：本作業実施前
- (5) 引渡方法：東海センター安全施設課立会いのもと、無償で貸与する。なお、受注者は貸与期間中は適切な管理を行い、受注者の責任による損傷等が生じた場合は、これらを弁償するものとする。

8. 提出書類

書類名	提出時期	部数
作業員名簿 ^{※1}	作業開始 2 週間前まで	1 部
作業工程表	〃	1 部
組織体制 ^{※2}	〃	1 部
品質保証計画書又は ISO9001 登録証（付属書含む）の写し	〃	1 部
計測機器の校正証明書の写し ^{※3}	〃	1 部
標準線源の校正証明書の写し ^{※3}	〃	1 部
作業要領書 ^{※4}	〃	1 部
議事録	協議実施後速やかに	1 部
作業報告書 ^{※5}	作業終了後 2 週間以内	1 部

※1：「6. 作業に必要な資格等」の内容確認のため従事歴を記載すること。

※2：総括責任者、現場責任者、作業員等の体制及び連絡先を記載すること。

※3：公的機関の発行する校正証明書または校正の体系が確認できる書類であること。

※4：作業要領書には作業手順、別添に示す点検項目及び判定基準を含めること。

※5：作業報告書には点検結果の所見を記載すること。

（提出場所）東海センター安全施設課

9. 検収条件

「8. 提出書類」の確認及び実施した作業が本仕様書の内容を完全に満たすと認めたことをもって検収とする。

10. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から 1 年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から 5 年を経過した場合もしくは検収後 10 年を超えて発見された契約不適合は除く。

11. 適用法規・規程等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 東海センター核燃料物質使用施設等保安規定
- (4) その他関係法令、規格、基準等

12. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンターと協議し、その決定に従うものとする。なお、協議事項及び協議結果等の記録（議事録）を作成し、速やかに東海センター安全施設課に提出すること。
- (2) 受注者は、「11. 適用法規・規程等」に示す関係法令等を遵守し作業時の安全を確保すること。
- (3) 受注者は本作業の実施にあたって、東海センター安全施設課の指示に従うものとする。また、火災、人的災害等の災害の発生防止に関し万全を期すこと。
- (4) 東海センター内の作業は原則として東海センターの就業時間内とし、緊急を要する作業で就業時間外に実施する必要がある場合は、予め東海センター安全施設課と調整し、その決定に従うものとする。
- (5) 作業中は、設備及び機器等に損傷を与えないように十分に注意すること。万一、損傷が生じた場合は遅滞なく東海センター安全施設課へ報告を行い、その指示に従い速やかに原状回復を図ること。
- (6) 受注者の作業において、異常非常事態が発生した場合、東海センター安全施設課に速やかに通報し東海センター安全施設課の指示に従い応急措置対応を行うこと。
- (7) 受注者は、作業を実施することにより取得した情報を東海センターの施設外に持ち出して公開することはできない。また、特定の第三者に対価を受け、または無償で提供することはできない。
- (8) 受注者の作業時には、東海センター安全施設課が立会う。また、指定場所以外の区域への立ち入り等の単独での行動は禁止する。
- (9) 写真撮影は構内全域で原則禁止とする。なお、写真撮影が必要な場合は東海センター安全施設課と調整し、その決定に従うものとする。
- (10) 本作業は、管理区域内での作業であるため、放射線業務従事者登録を行い実施すること。放射線業務従事者登録に伴う指定教育及び提出書類については別途指示する。
- (11) 受注者は、電気を使用する器具、工具、延長ケーブル等を東海センター内に持ち込む場合は、事前に点検を実施し、異常がないことが確認されたものを持ち込むこと。また東海センター内で使用する前に東海センター安全施設課の点検を受けて合格したものを使用すること。

以上

点検項目及び判定基準 (1/3)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
放射線監視盤 (型式：MDR- R74-22179)	1. スタックダストモニタ(排気ダ ストモニタ) (1) 単体動作・性能点検 1) 動作確認 2) 出力電圧精度 ^{※6} 3) 指示精度検査 ^{※6} (計数率指示精度) 4) 警報作動試験 (警報動作確認) (2) 総合試験 1) 検出器プラトー試験 ^{※7} 2) 線源校正検査 ^{※7} (検出器の計数効率)	1. スタックダストモニタ(排気ダストモニ タ) (1) 単体動作・性能点検 1) 機器の動作が正常であること。 2) 出力電圧の精度が正常範囲内である こと。 3) 計数率指示精度が以下の値以内であ ること。 ・LCD表示値：入力値に対して±(1% +1digit) ・記録計指示値：入力値に対し± 0.12dec 4) 警報が正常に動作すること。 (2) 総合試験 1) ²⁴¹ Am、 ³⁶ Cl 標準線源を使用し、共にプ ラトー長が100V以上、プラトー傾斜 が10%/100V以下であること。 2) ²⁴¹ Am、 ³⁶ Cl 標準線源を使用し、α線 の計数効率が10%/4π以上、β線の 計数効率が15%/4π以上であるこ と。

※6：出力電圧精度及び指示精度検査に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (2/3)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
放射線監視盤 (型式：MDR-R74-22179)	2. 室内ダストモニタ (1) 単体動作・性能点検 1) 動作確認 2) 出力電圧精度 ^{※6} 3) 指示精度検査 ^{※6} (計数率指示精度) (2) 総合試験 1) 検出器プラトー試験 ^{※7} 2) 線源校正検査 ^{※7} (検出器の計数効率) 3) 警報作動試験 (警報動作確認)	2. 室内ダストモニタ (1) 単体動作・性能点検 1) 機器の動作が正常であること。 2) 出力電圧の精度が正常範囲内であること。 3) 計数率指示精度が以下の値以内であること。 ・LCD表示値：入力値に対して±(1%+1digit) ・記録計指示値：入力値に対し±0.12dec (2) 総合試験 1) ²⁴¹ Am、 ³⁶ Cl 標準線源を使用し、共にプラトー長が100V以上、プラトー傾斜が10%/100V以下であること。 2) ²⁴¹ Am、 ³⁶ Cl 標準線源を使用し、α線の計数効率が10%/4π以上、β線の計数効率が15%/4π以上であること。 3) 警報が正常に吹鳴すること。
	3. 放射線監視盤 (1) 外観点検・各部清掃 1) 外観点検 2) 各部清掃	3. 放射線監視盤 (1) 外観点検・各部清掃 1) 有害な傷や損傷がないこと。 2) 装置の清掃を行うこと。

※6：出力電圧精度及び指示精度検査に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (3/3)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
α/β 線自動測定装置 (JDC-3301)	1. 外観点検・各部清掃	1. 各部の外観に有害な損傷及び汚れのないこと。また、各部の清掃を行うこと。
	2. 単体動作 (1) ユニバーサルスケーラ 1) 出力電圧精度 ^{※8} 2) リップル電圧測定 ^{※8} 3) 表示動作、カレンダー、時計、条件設定の確認 4) 絶縁抵抗 ^{※8} (2) サンプルチェンジャ 1) 出力電圧精度 ^{※8} 2) チェンジャ動作の確認	2. 以下の項目を満たすこと。 (1) ユニバーサルスケーラ 1) 出力電圧の精度が正常範囲内であること。 2) リップル電圧が正常範囲内であること。 3) 表示動作、カレンダー、時計、条件設定が正常に行えること。 4) 絶縁抵抗が 50M Ω 以上であること。 (2) サンプルチェンジャ 1) 出力電圧の精度が正常範囲内であること。 2) チェンジャ動作が正常に行えること。
	3. 総合動作 (1) 総合動作確認 (2) プラトー特性 ^{※9} (3) 線源校正検査 ^{※9} (機器効率測定)	3. 以下の項目を満たすこと。 (1) 機器の動作が正常であること。 (2) ²⁴¹ Am の標準線源を使用し、 α 線のプラトー長が 100V 以上、プラトー傾斜が 10%/100V 以内であること。また、 ⁹⁰ Sr の標準線源を使用し、 β 線のプラトー長が 100V 以上、プラトー傾斜が 10%/100V 以内であること。 (3) ²⁴¹ Am の標準線源を使用し、 α 線の機器効率が 30%/2 π 以上であること。また、 ³⁶ Cl の標準線源を使用し、 β 線の機器効率が 40%/2 π 以上であること。

※8：出力電圧精度、リップル電圧測定及び絶縁抵抗に使用する計測機器については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※9：プラトー特性及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写しまたは校正の体系が確認できる書類を提出すること。